

久喜市総合福祉条例

目 次

前文

第 1 章 総則

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 定義
- 第 3 条 基本理念
- 第 4 条 市の責務
- 第 5 条 市民の責務
- 第 6 条 事業者の責務
- 第 7 条 市、市民及び事業者の
協力及び連携
- 第 8 条 国等との関係

第 2 章 総合計画

- 第 9 条 総合計画の策定
- 第 10 条 総合計画の策定手続

第 3 章 健康福祉施策の充実

- 第 11 条 地域福祉の推進
- 第 12 条 児童福祉の充実
- 第 13 条 高齢者福祉の充実
- 第 14 条 障害者（児）福祉の
充実
- 第 15 条 健康づくりの充実
- 第 16 条 社会参加の機会の保
障
- 第 17 条 相談体制
- 第 18 条 情報提供等
- 第 19 条 事業者への支援等

第 4 章 福祉のまちづくりの推進

- 第 20 条 住環境整備の推進等
- 第 21 条 市の施設の先導的整
備等
- 第 22 条 福祉のまちづくりの
総合的推進

- 第 23 条 財政上の措置
- 第 24 条 被害発生防止
- 第 25 条 防災上の配慮

第 5 章 福祉オンブズパーソン

- 第 26 条 設置
- 第 27 条 福祉オンブズパーソン
の組織等
- 第 28 条 解囑
- 第 29 条 所管事項
- 第 30 条 福祉オンブズパーソン
の職務
- 第 31 条 苦情の申立て
- 第 32 条 福祉オンブズパーソン
の責務
- 第 33 条 市の協力及び援助等
- 第 34 条 事業者の協力等

第 6 章 健康福祉推進委員会

- 第 35 条 健康福祉推進委員会

第 7 章 雑則

- 第 36 条 説明等
- 第 37 条 委任

附則

目次

前文

- 第1章 総則(第1条 第8条)
- 第2章 総合計画(第9条・第10条)
- 第3章 健康福祉施策の充実(第11条 第19条)
- 第4章 福祉のまちづくりの推進(第20条 第25条)
- 第5章 福祉オンブズパーソン(第26条 第34条)
- 第6章 健康福祉推進委員会(第35条)
- 第7章 雑則(第36条・第37条)

附則

少子高齢化の急速な進行や核家族化、生活様式の多様化等、市民生活全般が大きく変貌していく中で、生涯を通じて健康で安心して暮らせる社会を形成していくことは、私たち市民の共通の願いであり、また、責務でもある。

市、市民及び事業者は、それぞれが一体となって、高齢者や障害者にとってやさしいまちが、すべての市民にとってもやさしいまちであるという認識のもとに福祉の視点に立った環境づくりを進め、自立や社会参加を妨げてきた意識上の、又は物理的、制度的若しくは文化・情報面の障壁を取り除いた人権尊重の福祉社会の実現を決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、すべての市民が、安心して快適な生活を営むことができるよう、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、健康及び福祉についての基本的な事項を定めることにより、市民福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において事業又は活動を行うすべての個人、法人及び民間団体をいう。
- (2) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦その他の者で、日常生活又は社会生活において心身の機能上の制限を受けるものをいう。
- (3) ノーマライゼーション 高齢者、障害者等社会的に不利を負う人もそうでない人も同等に生活し、活動できる生活条件をつくりだすことをいう。
- (4) 健康福祉サービス 市の健康福祉施策に基づき市又は事業者が実施する福祉、保健、医療等に関する役務、給付その他のサービスをいう。
- (5) 福祉のまちづくり 市民が安心して快適に暮らせることのできる都市環境の整備をいう。

(基本理念)

第3条 すべての市民は、個人の尊厳が重んじられ、ノーマライゼーションの理念のもとに、生涯にわたり等しく必要な健康福祉サービスが享受できるものとする。

2 市、市民及び事業者は、市民の生活基盤が家庭及び地域社会にあることにかんがみ、家庭機能の尊重及び保持並びに共に生き共に暮らせる地域社会の形成に努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、市が行うすべての施策において健康及び福祉への配慮を行うとともに、健康福祉サービスの提供に必要な人材の確保、資質の向上及び施設の整備に努めるものとする。

2 市は、健康福祉サービスの利用者の権利を擁護し、公平な健康福祉サービスの提供に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、健康福祉サービスを等しく受ける権利を有するとともに、それに伴う適正な負担をしなければならない。

2 市民は、生涯にわたり自らの健康増進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、福祉のまちづくりの重要性及び自らも地域社会の一員として、その事業活動が地域社会と密接な関係にあることを認識し、健康福祉サービスの増進に努めるとともに、市の健康福祉施策の実施に協力しなければならない。

(市、市民及び事業者の協力及び連携)

第7条 市、市民及び事業者は、相互に協力及び連携し、一体となって福祉のまちづくりを推進するものとする。

(国等との関係)

第8条 市長は、この条例の目的を達成するため、国、他の地方公共団体(以下「国等」という。)との連携に努めるとともに、国等に対し、制度の改善その他必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

第2章 総合計画

(総合計画の策定)

第9条 市長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画を基本に、市の健康福祉施策の推進に関する総合計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。

2 総合計画は、高齢者、障害者、児童等に関する個別計画との整合性を図りながら、福祉、保健、医療及び市民の生活関連分野(雇用、環境、交通、まちづくり、住宅等)との相互の連携のもとに策定するものとする。

3 総合計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 健康福祉施策の基本方針及び基本計画

(2) 施策の体系、数値目標その他の健康福祉施策実現のための方策

(3) その他健康福祉施策に関し重要な事項

(総合計画の策定手続)

第10条 市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、総合計画を策定しようとするときは、あらかじめ、第35条に規定する久喜市健康福祉推進委員会の意見を聴くものとする。

3 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前3項の規定は、総合計画の見直しについても準用する。

第3章 健康福祉施策の充実

(地域福祉の推進)

第11条 市は、住み慣れた地域における市民の自立した生活を支援するため、市民生活の維持向上に必要な地域福祉の施策を推進するものとする。

(児童福祉の充実)

第12条 市は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくり又は子ども自身がいきいきと育つような良好な家庭環境の実現に向け、保育環境及び育成環境を整備し、子育て支援に必要な施策を充実するものとする。

(高齢者福祉の充実)

第13条 市は、高齢者が健やかでいきいきと自立した生活が続けられるよう、又は介護が必要となったときにも住み慣れた地域で安心した生活が送れるように必要な施策を充実するものとする。

(障害者(児)福祉の充実)

第14条 市は、障害をもつすべての市民が、その障害の種類及び程度にかかわらず、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、必要な施策を充実するものとする。

(健康づくりの充実)

第15条 市は、すべての市民が健康で安心に満ちた生活を送れるよう、その環境づくりに努めるとともに、疾病の予防及び健康の保持増進に必要な施策を充実するものとする。

(社会参加の機会の保障)

第16条 市は、高齢者、障害者等が、就労、学習、文化活動及びスポーツ活動等のあらゆる分野で等しく活動する機会が保障されるよう、必要な条件の整備に努めるものとする。

(相談体制)

第17条 市は、福祉、保健、医療等関連施策間において調整された健康福祉サービスを提供するため、専門的な相談体制の充実を図るものとする。

(情報提供等)

第18条 市は、市民及び事業者が健康福祉サービスについて理解を深めるよう啓発活動を行うとともに、その自発的な活動を促進するため、必要な情報の収集及び提供、教育の充実並びに学習の支援に努めるものとする。

(事業者への支援等)

第19条 市は、健康福祉施策に係る事業者に対し、必要に応じ適切な支援を行うとともに、十分な連携のもとに健康福祉施策を進めるものとする。

第4章 福祉のまちづくりの推進

(住環境整備の推進等)

第20条 市は、高齢者又は障害者をはじめ、すべての市民が住み慣れた地域において暮らし続けることができるよう住環境の整備を進めるほか、安全で快適に居住するための必要な施策を充実するものとする。

(市の施設の先導的整備等)

第21条 市は、福祉のまちづくりを積極的に推進するため、市が設置又は管理する施設の整備を率先して進めるとともに、高齢者、障害者等の利用に配慮した管理運営に努めるものとする。

(福祉のまちづくりの総合的推進)

第22条 市は、福祉のまちづくりの推進に当たっては、この条例によるもののほか、高齢者、

身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号)、埼玉県福祉のまちづくり条例(平成7年埼玉県条例第11号)その他の法令により、総合的に推進するものとする。

(財政上の措置)

第23条 市は、福祉のまちづくりを総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(被害発生防止)

第24条 市は、災害時における高齢者、障害者等の被害の発生を未然に防止するため、久喜市地域防災計画等に基づく防災施策の充実に努めなければならない。

(防災上の配慮)

第25条 市は、防災に関し、高齢者、障害者等に配慮した情報の提供、避難のための施設の確保その他必要な施策の推進に努めるものとする。

第5章 福祉オンブズパーソン

(設置)

第26条 市又は事業者(市民が利用する市外の事業者を含む。以下この章において同じ。)が実施する健康福祉サービス(医療行為を除く。以下この章において同じ。)に関する苦情等を公正かつ中立な立場で迅速かつ適切に処理することにより、市民の権利及び利益を擁護し、健康福祉サービスに対する市民の信頼性を高め、健康福祉サービスの一層の充実に努めることを目的として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、久喜市福祉オンブズパーソン(以下「福祉オンブズパーソン」という。)を置く。

(福祉オンブズパーソンの組織等)

第27条 福祉オンブズパーソンの定数は3人以内とし、健康及び福祉に関し高い識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 福祉オンブズパーソンは、任期を3年とし、再任を妨げない。ただし、福祉オンブズパーソンが任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、福祉オンブズパーソンは、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことができる。ただし、次条第1項の規定による解嘱の場合は、この限りでない。

(解嘱)

第28条 市長は、福祉オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他福祉オンブズパーソンとしてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

2 福祉オンブズパーソンは、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解嘱されることがない。

(所管事項)

第29条 福祉オンブズパーソンの所管事項は、市又は事業者が実施する健康福祉サービスに関する事項及び当該業務に関する職員の行為とする。ただし、次に掲げる事項については、福祉オンブズパーソンの所管事項としない。

(1) 判決等により確定した権利関係に関する事項

(2) 裁判等で係争中の事案に関する事項

(3) 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)その他の法令の規定により不服申立てを行って
いる事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項

(4) 議会に関する事項

(5) 市及び事業者の職員の自己の勤務条件、身分等に関する事項

(6) 福祉オンブズパーソンにより既に苦情の処理が終了している事項

(7) 福祉オンブズパーソンの行為に関する事項

(福祉オンブズパーソンの職務)

第30条 福祉オンブズパーソンは、次の職務を行う。

(1) 市又は事業者が実施する健康福祉サービスに関する苦情の申立てを調査し、迅速に処理すること。

(2) 自己の発意に基づき、市又は事業者が実施する健康福祉サービスの問題事案を取り上げて調査すること。

(3) 市が実施する健康福祉サービスに関する苦情の申立て又は自己の発意で取り上げた問題事案について、市に対し意見を述べ、又は是正等の措置を講ずるよう勧告すること。

(4) 事業者が実施する健康福祉サービスに関する苦情の申立て又は自己の発意で取り上げた問題事案について、あらかじめ調査に協力することに同意した事業者に対し、必要な助言指導を行い、必要に応じて意見を述べ、又は是正等の措置を講ずるよう要請すること。

(5) 勧告及び要請並びに意見の内容を公表すること。

2 福祉オンブズパーソンは、それぞれ独立してその職務を行う。ただし、苦情等の原因が制度そのものに起因し制度の改善の提言を行う場合、又は解決が困難な苦情等を解決する場合、合議して意見の一致が図れるよう努めるものとする。

(苦情の申立て)

第31条 市又は事業者が実施する健康福祉サービスに関する事項及び当該業務に関する職員の行為について自己の利害に関する苦情を有する者は、何人も、福祉オンブズパーソンに対してその苦情を申し立てることができる。

2 前項の苦情の申立ては、当該苦情に係る事実のあった日の翌日から起算して1年以内に行わなければならない。ただし、福祉オンブズパーソンが正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(福祉オンブズパーソンの責務)

第32条 福祉オンブズパーソンは、市又は事業者が実施する健康福祉サービスに関する市民の権利及び利益を擁護するため、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 福祉オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、市及び事業者との連携を図り、職務の円滑な遂行に努めなければならない。

3 福祉オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

4 福祉オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(市の協力及び援助等)

第33条 市は、福祉オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的な協力及び援助を行わなければならない。

2 市は、福祉オンブズパーソンから第30条第3号の規定による勧告等を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に処理しなければならない。

(事業者の協力等)

第34条 事業者は、福祉オンブズパーソンの調査等に積極的に協力し、福祉オンブズパーソンから第30条第4号の規定による要請等を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切な対応に努めるものとする。

第6章 健康福祉推進委員会

(健康福祉推進委員会)

第35条 この条例による健康福祉施策の推進を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、久喜市健康福祉推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を掌る。

(1) 市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査審議すること。

(2) 健康福祉施策の推進に係る事項について調査し、市長に必要な意見を述べること。

3 推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、公募による市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前項までに定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(説明等)

第36条 市長は、この条例を施行するため、必要と認めるときは、関係者に対し、説明若しくは報告を求め、又は必要な指導を行うことができる。

(委任)

第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第5章の規定は、平成16年9月1日から施行する。

(久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成2年久喜市条例第10号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略